

第1 審査会の結論

本件異議申立ては、不服申立ての利益がないものと判断されるので、滋賀県知事（以下「実施機関」という。）においてこれを却下することが相当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 公文書の公開の請求

平成13年5月14日、異議申立人は、滋賀県情報公開条例（平成12年滋賀県条例第113号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定に基づき、実施機関に対して、「大津市 町 - 申請官民境界申請場所（申請場所の分る書類）平成 年 月 日申請、同年 月 日大津土木 職員現地立会個所」の公開を請求した。

2 実施機関の決定

同年5月25日、実施機関は、当該地に係る「官民地境界確定現地調査について（通知）」という標題の回議書およびこれに添付されている関係資料全16件のうち、「回議書」、「立会人等覚え書」、「平面図・断面図」等8件の文書について、それぞれ公開または部分公開する旨を記載し、また、「公図写し」、「地積測量図写し」等8件の文書については、公開の可否欄に「非公開」、理由欄に「申請内容含まず」と記載した通知書により、公文書の一部公開の決定（以下「本件決定」という。）を行った。

3 異議申立て

- (1) 同年6月4日、異議申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、本件決定を不服として実施機関に対して異議申立てを行った。
- (2) 平成14年6月28日付け文書で、異議申立人は実施機関に対して、異議申立ての一部の取下げを行った。

第3 異議申立ての内容

1 異議申立ての趣旨

本件決定中、「公図写し」および「地積測量図写し」の非公開決定の取消しを求めるというものである。

なお、当初行われた「平面図」の部分公開決定に対する異議申立てについては、平成14年6月28日付けで取り下げられた。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、実施機関の非公開理由説明書に対する意見書、意見陳述等において述べている異議申立ての理由は、次のように要約される。

- (1) 「官民境界確定申請場所が分る書類」を公開請求したのに対し、知事は「公図写し」を公開しなかった理由を「申請内容を含まないため」としている。

如何なる場所が隣接しているかを示す公図は、官民境界確定協議の前提となる書類であり、申請の具体的な場所を示すものである。これが公開されなければ、如何なる場所が官民境界確定申請され、立会されたものかが分からず、これを「申請内容を含まないため」として公開対象文書から除外したことは、公文書公開請求書（以下「公開請求書」という。）に記載の語句の意味を理解しないものである。

- (2) 「立会人等覚え書」によれば、本件申請地番を表記した公図は法務局に備え付けられていないとあるが、それにもかかわらず本件官民境界確定申請書には「法務局備付公図写」が添付書類として記載されている。したがって、官民境界確定申請書に添付の「公図写し」は、偽造あるいは申請地に関係のない公図のはずであり、知事はこの事実を隠匿するために、これを公開しなかったものである。
- (3) 本件申請地については法務局に地積測量図が備え付けられており、この地積測量図が本件申請に係る具体的な場所を示す図面であり、これを「申請内容を含まないため」として公開しなかったのは不当である。
- (4) 法務局備え付けの地積測量図に表示された境界と地積が、官民境界確定境界であり申請人の土地の範囲である。知事はこの事実を反した境界、辺長を定めようとしたことから、地積測量図を公開しなかったものである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が非公開理由説明書および口頭説明において述べている内容は、次のように要約される。

- (1) 公開請求書に記載された請求内容は「官民境界申請場所の分る書類」とされており、また、公開請求の受付窓口において「具体的な場所を示す図面のような書類」との申し出があったため、申請地番の位置を示す位置図と申請位置を着色して表示された平面図・断面図が該当するものと判断し、これらについて公開または部分公開をしたものである。

- (2) 公図は土地の配列、隣接関係を示す図面ではあるが、具体的な土地の形状、面積を示しているものではない。

また、地積測量図は土地の形状、面積を示す図面ではあるが、本件官民境界確定申請書に添付された地積測量図には、申請地番の境界のどの部分に関する申請であるかを示す表記がない。

したがって、「公図写し」および「地積測量図写し」は、官民境界申請場所を具体的に示す情報を含んでいないため、本件公開請求の内容には該当しない文書であると判断したものである。

- (3) 「公図写し」および「地積測量図写し」について、実施機関はこれを対象公文書と特定した上で非公開決定を行ったものではなく、公開請求の対象文書ではないと判断し、結果として公開しなかったにすぎないものである。

また、本件公開請求に対して、公開決定または部分公開決定した文書について公開を行った際に、異議申立人に対してこの旨説明し、また、個別具体的に「公図写し」および「地積測量図写し」と明記した表現を用いて、別途情報公開請求があれば、「公図写し」や「地積測量図写し」を対象公文書として特定の上、改めて公文書公開の可否の決定を行うことを教示している。

第5 審査会の判断

1 審査会の判断理由

当審査会は、本件異議申立てについて審議した結果、次のとおり判断する。

- (1) 本事案の争点について

本異議申立て事案に係る、異議申立人および実施機関の両者の主張の争点は、異議申立人が公開請求書の「請求する公文書の名称または内容」欄に記載した「官民境界申請場所（申請場所の分る書類）」という表記に対する両者の解釈の相違という点に帰する。

つまり、この表記を、異議申立人は「申請部分を含む土地とその周辺土地との位置関係（配置関係）が分かる図面」を意味するものとして公開請求を行ったのに対して、実施機関は「土地現状に照らした特定の地点が表示された図面」と解釈したものである。

その結果、「公図写し」および「地積測量図写し」について、異議申立人は対象公文書であると認識して公開請求を行ったにもかかわらず、実施機関はこれを公開請求の対象外と判断し処理することとなったものである。

(2) 対象公文書の特定について

そこで、公開請求書に記載の「官民境界申請場所(申請場所の分る書類)」という請求内容に対して、実施機関が「公図写し」と「地積測量図写し」を、請求対象公文書として特定しなかったことの妥当性について判断する。

条例第5条第1項によれば、公文書の公開の請求をしようとするものは、実施機関に対して、公開請求をしようとする公文書の名称その他の当該公文書を特定するために必要な事項を記載した書面を提出しなければならないとされているところであり、異議申立人の真意はともかく、公開請求のあった公文書が何であるのか、すなわち対象公文書の特定にあたっては、公開請求書に記載された内容により、客観的に判断されるべきものである。

異議申立人は、公開請求書に「大津市 町 - 申請官民境界申請場所(申請場所の分る書類) 平成 年 月 日申請、同年 月 日大津土木 職員現地立会個所」と表記していることから、官民境界確定申請の対象地番を知った上で、公開請求していることは明らかである。

したがって、異議申立人が公開を求めていたのは、いずれの地番の土地に係る官民境界確定申請であったかという点にはなく、官民境界確定申請が行われた当該地番の土地における、いかなる場所が申請されたのかが分かる書類の公開を求めたと解するのが相当である。

そうしたときに、「位置図」および「平面図・断面図」には官民境界確定申請の具体的な位置を示す着色表示が施されているの対し、「公図写し」および「地積測量図写し」には特定の位置を示す何らの表示はなく、よって「公図写し」および「地積測量図写し」については、申請の具体的場所を示す書類とはいえず、したがって、公開請求のあった対象公文書には該当しないとする実施機関の判断は妥当である。

なお、異議申立人は、官民境界確定申請においてこれらの書類、とりわけ「公図写し」がその添付書類として重要な位置を占める図面であると主張し、そしてそれ故、官民境界確定協議に関して「申請場所の分る書類」と表記すれば、それには「公図写し」と「地積測量図写し」が含まれると解すべきは当然であると主張する。

確かに、実施機関も認めるように、官民境界確定申請において「公図写し」を添付することが原則とされており、また、「地積測量図」が存する場合にはこの写しを添付することが一般的であるとされていることからす

れば、官民境界確定協議においてこれらの図面が重要な役割を果たすものであると判断できる。

しかしながら、対象公文書の特定と文書の重要性とは別の問題であり、「申請場所の分る書類」と表記すれば「公図写し」や「地積測量図写し」は当然含まれるとする、異議申立人の主張は採用することはできない。

(3) 公開請求に対する実施機関の決定について

次に、異議申立人による本件公開請求に対して、実施機関が行った決定の内容について検討する。

実施機関が異議申立人に対して交付した、平成13年5月25日付け文書「公文書一部公開決定通知書」に添付の「個別判断表」中、「公図写し」および「地積測量図写し」の欄には、「申請内容含まず」という理由を付して「非公開」と記されており、この表記を見る限り「非公開という処分」が行われたかに見える。

実施機関がここで「申請内容含まず」としたことは、当該文書については対象公文書として特定しなかった、すなわち公開請求がそもそもなかったという意であり、上記(2)のとおり、実施機関が請求対象公文書として特定しなかったことは妥当ではあるものの、これをあえて「非公開」として記したことについては、不適切な表示であるといわざるを得ないが、その意は「公開請求の対象外の文書であるため、公開を行わない」との趣旨と解すべきであって、この表記をもって「非公開という処分」を行うと意図したものと解することはできない。

したがって、本事案において、「公図写し」および「地積測量図写し」について、実施機関の処分は行われていないものと判断する。

(4) 異議申立ての適法性について

上記(2)および(3)のとおり、「公図写し」および「地積測量図写し」については公開請求はなく、したがってまた、実施機関による何らの処分も行われていない。

それ故、本件異議申立ては、処分がないものについて処分の取消しを求めて異議が申し立てられていることとなり、不服申立ての利益のない不適法な異議申立てであると判断せざるを得ない。

以上により「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

2 審査会の経過

当審査会は、本件異議申立てについて、次のとおり審議を行った。

年 月 日	審 査 の 内 容
平成13. 9. 27	・実施機関から諮問を受けた。
平成13. 10. 15	・実施機関から非公開理由説明書の提出を受けた。
平成13. 11. 20	・異議申立人から非公開理由説明書に対する意見書の提出を受けた。
平成13. 11. 28 (第93回審査会)	・諮問案件の審議を行った。
平成14. 1. 18 (第94回審査会)	・諮問案件の審議を行った。
平成14. 2. 7 (第95回審査会)	・諮問案件の審議を行った。
平成14. 4. 17 (第96回審査会)	・実施機関から非公開理由を聴取し、諮問案件の審議を行った。
平成14. 5. 30 (第97回審査会)	・異議申立人から意見を聴取し、諮問案件の審議を行った。
平成14. 6. 26 (第98回審査会)	・諮問案件の審議を行った。
平成14. 7. 10	・実施機関から諮問の一部取り下げがあり、併せて異議申立人から提出された異議申立理由追加の連絡を受けた。
平成14. 8. 1 (第99回審査会)	・諮問案件の審議を行った。
平成14. 9. 18 (第100回審査会)	・諮問案件の審議を行った。